## 議案第4号

平成30年4月15日執行清須市議会議員一般選挙の 選挙会と開票事務を併せて行うことについて

平成30年4月15日執行清須市議会議員一般選挙の選挙会と開票事務については下記のとおりとする。

平成30年2月13日提出

清須市選挙管理委員会 委員長 鈴 木 勝

記

公職選挙法第79条の規定に基づき選挙会は、開票事務と併せて行うものとする。

## 【提案理由】

公職選挙法第79条 (開票事務と選挙会事務との合同)「衆議院(小選挙区選出)議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、同法第66条第1項及び第2項、第67条、第68条第1項並びに第68条の2第1項及び第4項を除いた第7章の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができる。」と規定されていることから、清須市選挙管理委員会で決定していただくものです。